

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表

平成 24 年 8 月 7 日 環境省

1. 処理工程表の位置づけ

- 今回の東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等については、平成 23 年 5 月に「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」を定め、これを基本としている。
- 同年 8 月に公布・施行された「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する災害廃棄物処理特別措置法」（以下、「災害廃棄物処理特措法」という。）により、「処理に関する基本的な方針」と「処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表」を定めることとされ、同年 11 月に改定された東日本大震災復興対策本部の「復興施策の事業計画と工程表」の中でこれを位置づけている。
- 本処理工程表は、これらの内容を踏まえつつ、災害廃棄物に津波堆積物を加えた処理対象全体について、より具体的な処理の方針や内容、中間段階の目標を設定し、目標期間内での処理を確実にするための計画（目標達成計画）であり、災害廃棄物処理特措法に基づく基本的な方針・工程表の改定との位置づけ。

4. 3 県における災害廃棄物の処理計画

(1) 岩手県

- ・ 災害廃棄物処理詳細計画（平成 23 年 8 月策定、平成 24 年 5 月改訂）により、処理方法等の詳細を定め、処理を実施。
- ・ 平成 26 年 3 月末までの処理完了を目指し、県内の既存の廃棄物処理施設を最大限活用するとともに、仮設焼却炉 2 基（計約 200 トン／日）、破砕・選別施設を地域ごと（7 箇所）の二次仮置場）に設置し、県内処理を最大限進めているが、なお処理が間に合わない分について、広域処理を活用する方針。
- ・ 本年 5 月の計画改訂時に、処理対象量全体の精査を行い、広域処理必要量約 120 万トンについて、改めて環境大臣に対する協力要請がなされたところ。
- ・ このうち新たに広域処理も含め要検討とされていた約 90 万トンの不燃混合物については、その後、県内における復興資材としての再生利用と県内セメント工場での受入を調整する方針に変更され、原則県内処理を目指して調整中。
- ・ これを受けて県内セメント工場における処理の見直し（当初予定されていた可燃物受入を減量することにより、処理がより困難な不燃混合物の受入量を拡大）等を行い、全体として概略以下のフローにて処理を行う計画。
- ・ 広域処理を含めて調整が進んだ結果、目標期間内の処理に向けて、残された主な課題は、①不燃混合物の復興資材としての県内再生利用、②漁具・漁網の広域処理等による処分先の確保の調整。

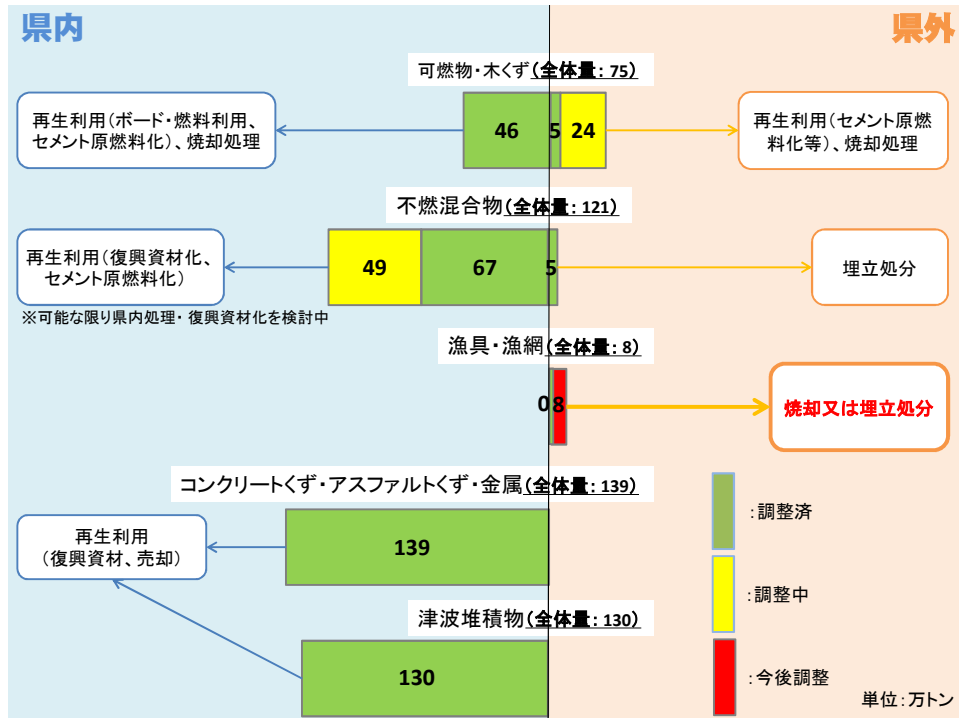


図 1. 1 災害廃棄物処理フロー（岩手県）